

実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-6-1))

<p>施策目標名</p>	<p>年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する(施策中目標IV-6-1)</p>																																																											
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)新たな年金制度の制度設計を着実に進める (施策小目標2)現行の公的年金制度の改善 (施策小目標3)国際化の進展への対応を図ること</p>																																																											
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等</p>																																																											
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部)</p>																																																											
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>—</td> <td>252,658</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>294,787</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>—</td> <td>-16,498</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>—</td> <td>236,160</td> <td>211,400</td> <td>469,632</td> <td>301,808</td> <td>294,787</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td>—</td> <td>173,186</td> <td>135,692</td> <td>206,044</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>—</td> <td>73%</td> <td>64%</td> <td>44%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	252,658	211,400	469,632	301,808	294,787	補正予算(b)	—	-16,498	0	0	0		繰越し等(c)	—	0	0	0	0		合計(a+b+c)	—	236,160	211,400	469,632	301,808	294,787	執行額(千円、d)		—	173,186	135,692	206,044			執行率(%、d/(a+b+c))		—	73%	64%	44%								
区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																																					
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	252,658	211,400	469,632	301,808	294,787																																																					
	補正予算(b)	—	-16,498	0	0	0																																																						
	繰越し等(c)	—	0	0	0	0																																																						
	合計(a+b+c)	—	236,160	211,400	469,632	301,808	294,787																																																					
執行額(千円、d)		—	173,186	135,692	206,044																																																							
執行率(%、d/(a+b+c))		—	73%	64%	44%																																																							
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「新成長戦略」について(閣議決定)</td> <td>平成22年6月18日</td> <td>社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))</td> </tr> <tr> <td>「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」</td> <td>平成22年6月29日</td> <td>少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))</td> </tr> <tr> <td>「社会保障改革の推進について」(閣議決定)</td> <td>平成22年12月14日</td> <td>政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))	「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」	平成22年6月29日	少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))	「社会保障改革の推進について」(閣議決定)	平成22年12月14日	政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))																																															
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																										
「新成長戦略」について(閣議決定)	平成22年6月18日	社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))																																																										
「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」	平成22年6月29日	少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))																																																										
「社会保障改革の推進について」(閣議決定)	平成22年12月14日	政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))																																																										

	基準値	実績値					目標値	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
測定指標	指標1 新たな年金制度創設に向けた議論を行うための論点の整理状況	—	—	—	—	—	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	論点の整理のための検討作業を進める。
	年度ごとの目標値 ※ 指標1は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。		—	—	—	—	平成22年度中に検討体制を構築し、論点の整理のための検討作業を開始する。	
	指標2 制度の改善に向けた企画立案状況	—	—	—	—	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。	必要な制度改正
	年度ごとの目標値 ※ 指標2は平成21年度から新設されたため、平成18年度から20年度までの間は目標値が設定されていない。		—	—	—	必要な制度改正	必要な制度改正	
指標3 社会保障協定の発効国数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	※社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととする等を内容とする協定。	—	1カ国	2カ国	2カ国	1カ国	2カ国	1カ国以上
年度ごとの目標値 ※ 指標3は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。		—	—	—	—	1カ国以上		

	有効性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部(平成22年12月設置)において、「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」や「社会保障改革の推進について」(閣議決定)などに基づき、部局間の円滑な連携を図りつつ改革案の論点整理を進め具体化を図ることにより、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善に向けて着実に取り組みを進められたと評価できます。</p> <p>例えば、新たな年金制度の検討に資するための所得把握調査については、平成22年11月に対象となる市町村に調査票を配布し、平成23年2月にこれを回収しました。平成23年度は、これらの集計・分析を行うこととしています。</p> <p>また、新たな年金制度の設計に向けた情報収集のための海外調査については、平成22年度に海外出張や文献等により諸外国の制度調査を行いました。</p> <p>さらに、新年金制度の財政計算システムについては、平成22年度において、概算システムの作成と年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行いました。平成23年度においては、引き続き新年金制度の検討に必要なシステムの設計を行う計画です。</p> <p>○有識者からなる「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」(平成21年11月設置)において、同法人の運用目標やガバナンス等について広範な議論が行われ、合議制により意思決定を行うことや年金制度・財政と運用を一体的に議論する場を政府内に設けること等の提言がなされました。(平成22年12月)</p> <p>意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに合わせて改正を行うこととしており、現行の制度の改善に資するものであったと評価できます。</p> <p>○平成22年度においては、スペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至りました。平成23年3月31日時点で、12カ国との間で協定が発効されており、社会保障協定による経済効果(※)は約767億円のぼっています。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できます。</p> <p>※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部において年金制度改革に関する検討を行うに当たり、「社会保障改革の推進について」に示されたスケジュールに基づいて、早い段階から業務部門や他部局と連携を図り作業を進めました。これにより、年金改革の方向性に沿って新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討を計画的に進めることができたことと評価できます。</p> <p>○「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」では、広範な論点について議論が行われ、主な意見を項目ごとに整理し平成22年6月中旬とりまとめとして公表しました。また、中間とりまとめ以降は、運用目標の在り方や管理運用法人のガバナンスを中心に議論を重ね、平成22年12月に遅滞なく最終報告を公表したことから、効率的に検討を進められたものと評価できます。</p> <p>○社会保障協定については、新規に開始した3カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成22年度中に15回の協議を行いました。また、平成22年度中にブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の署名を行うとともに、スペイン、アイルランド及びブラジルとの間で行政取決めの署名を行いました。さらに、平成22年12月にはスペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至っており、毎年度1カ国以上発効させるという目標を達成しました。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できます。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>有効性及び効率性の評価の欄で示したように、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討については、着実な進展が図られました。</p> <p>また、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方については、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」の最終報告において運用目標のプロセス、管理運用法人のガバナンスの在り方等については概ね意見が一致しましたが、運用手法等については、積極的な運用と、安全性の高い運用を求める意見など様々な意見があり、両論併記となりました。意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに併せて改正を行うことを予定しています。</p> <p>さらに、社会保障協定に係る目標を達成し、国際化の進展への対応に成果があったと評価できます。引き続き、社会保障協定の締結を推進し、国際化の進展への対応に取り組んでまいります。</p> <p>このように、平成22年度においては、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築するよう、様々な取組を行い一定の成果を得ることができました。平成23年度においても、現在の取組を引き続き実施し、更なる制度改善に努めてまいります。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 ※年金制度改革に関する調査検討関係の経費等を見直しつつも、全体としては現状維持とします。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	今後の年金改革の方向等を踏まえ、必要な組織・定員の体制整備を検討します。 ・組織 (年金制度の円滑な事業運営のために必要な体制整備) ・増員 (年金事業運営関係。現行制度の改善等に伴う事業運営の検討及び実施体制を強化するため。) (国際年金関係。社会保障協定締結を促進し、円滑な運用を図るため。)

学識経験を有する者の知 見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
---------------------	---

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 新成長戦略(首相官邸HP) URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 「新たな年金制度の基本的な考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」 URL: http://www.npu.go.jp/policy/policy02/pdf/20100629/20100629_shinnenkinseido_haihu_1.pdf 「社会保障改革の推進について」(閣議決定) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/101214.pdf 社会保障制度改革の方向性と具体策(指標1～2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html 社会保障改革案(指標1～2関係) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai10/siryou1.pdf 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会報告(最終報告)(指標2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000z94u-att/2r9852000000z96b.pdf</p>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 藤原禎一	評価書作成日	平成23年9月
-------	-----	--------	-----------	--------	---------

- (注1) 施策小目標1については年金課長 梶尾雅宏
 (注1) 施策小目標1については数理課長 安部泰史
 (注1) 施策小目標1については国際年金課長 日原知己
 (注2) 施策小目標2については年金課長 梶尾雅宏
 (注2) 施策小目標2については数理課長 安部泰史
 (注2) 施策小目標2については参事官(資金運用担当) 原口真
 (注2) 施策小目標2については首席年金数理官 田村哲也
 (注3) 施策小目標3については国際年金課長 日原知己